（３）所得控除額を求めます。

それぞれの控除ごとに控除金額を求め、「３　所得から差し引かれる金額に関する事項」「４　所得から差し引かれる金額」の該当する欄に記入してください。**※令和４年中とは、令和４年１月１日から 12 月 31 日までの期間を指します。**

○所得控除の種類　　（太字は計算式）

⒀社会保険料控除　必要書類：領収書、控除証明書、支払証明書など

本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために令和４年中に支払った国民健康保険税、健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金、介護保険料（第一号被保険者）、雇用保険、厚生年金等に対する控除。

※年金より天引きされている金額は本人のみの適用です。

支払金額＝社会保険料控除額

⒁小規模企業共済等掛金控除　必要書類：領収書

令和４年中に支払った小規模企業共済掛金（旧第二種共済掛金を除く）や心身障害者扶養共済掛金などが対象の控除。

支払金額＝小規模企業共済等掛金控除

⒂生命保険料控除　必要書類：生命保険料控除証明書

令和４年中に支払った本人や本人の配偶者その他の親族を受取人とする生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料に対する控除

下記の表に基づいて求めた①一般の生命保険控除額＋②個人年金控除額＋③介護・医療控除額　※（控除限度額７万円）

各区分ごとの控除額の計算式（生命保険料控除）

保険料の区分	控除額の計算式
①一般の生命保険 ②個人年金	(1)新契約の控除額＋(2)旧契約の控除額 ※①②それぞれ計算。限度額28,000円。
	新契約を含めない場合35,000円が上限。
③介護・医療	(1)新契約の控除額 ※限度額28,000円

平成24年1月1日以後に締結した保険契約　　単位：円

	保険料の区分	支払保険料額	生命保険料控除額（1）
新契約	一般の生命保険 個人年金 介護・医療 共通の計算式	～12,000	支払金額
		12,001～32,000	支払金額÷2＋6,000
		32,001～56,000	支払金額÷4＋14,000
		56,001～	28,000

平成23年12月31日以前に締結した保険契約　　単位：円

	保険料の区分	支払保険料額	生命保険料控除額（2）
旧契約	一般の生命保険 個人年金 共通の計算式	～15,000	支払金額
		15,001～40,000	支払金額÷2＋7,500
		40,001～70,000	支払金額÷4＋17,500
		70,001～	35,000

⒃地震保険料控除　必要書類：地震保険料控除証明書

本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する居住用家屋・生活用動産のために令和４年中に支払った地震保険料に対する控除。また、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等に係る損害保険料に対する控除

下記の表に基づいて求めた①地震保険料控除額＋②旧長期損害保険料控除額　※（控除限度額２万５千円）

※1 つの契約で地震保険と旧長期損害保険の両方に該当する場合は、いずれか一方の控除しか適用できません。

地震保険料控除の計算式　　単位：円

保険料の区分	支払保険料額	地震保険料控除額
①地震保険料	0～50,000	支払金額÷2
	50,001～	25,000
②旧長期損害保険料（経過措置）	0～5,000	支払金額
	5,001～15,000	支払金額÷2＋2,500
	15,001～	10,000

⒄寡婦・⒅ひとり親控除　本人がひとり親の場合 30 万円、寡婦(ひとり親に該当しない場合）の場合、26 万円が控除されます。

⒆勤労学生控除　必要書類：学生手帳など

本人が勤労学生で合計所得額が 75 万円以下、かつ、自己の勤労によらない利子などの所得が 10 万円以下の場合 26 万円が控除されます。

⒇障害者控除　必要書類：障害者手帳、障害者控除認定書など…本人又は控除対象配偶者及び扶養親族のうちに心身等に障害のある人がいる場合の控除。等級によって控除額が異なります。

●**普通障害者**（身体３級・精神２級・知的 B 以下、要介護２・３）…26 万円

●**特別障害者**（身体１・２級、精神１級、知的 A、要介護４・５）…30 万円

特別障害者のうち、納税義務者又はその配偶者、若しくは納税義務者と生計を一にするその他の親族と同居を常況としている場合、更に 23 万円加算。

※要介護認定による障害者控除の適用は 65 歳以上の方のみです。

㉓扶養控除

合計所得金額が 48 万円以下の生計を一にする親族がいる場合の控除。年齢等（令和５年１月１日現在）により、控除額が異なります。※別居の場合は第二表 12 欄にも記入します。

●一般の扶養親族（16～18、23～69 歳）…33 万円

●特定扶養（19～22 歳）…45 万円

●老人扶養（70 歳～）…38 万円

●同居老親等扶養（70 歳以上で同居を常況とする本人又は配偶者の直系尊属）…45 万円

◎16 歳未満の扶養親族…控除対象外

（16 歳未満の扶養親族は控除対象外となるため、㉓とは別に記入して下さい。記入が漏れると、非課税判定の際の扶養人数が正しく計算されず、申告する方の不利益となることがあります。）

㉑配偶者控除

合計所得が 48 万円以下の生計を一にする配偶者（内縁を除く）がいる場合の控除。昭和 28 年１月１日以前生まれ（70 歳以上）の場合、老人配偶者となります。控除額は下表のとおりです。

㉒配偶者特別控除

生計を一にする配偶者の所得金額に応じて配偶者特別控除が認められます。下記の表に基づき算出した配偶者特別控除額を⒅欄に記入してください。

単位：円

			控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
所得税控除額	配偶者控除	配偶者の合計所得金額 0～480,000	330,000	220,000	110,000
	老人配偶者控除		380,000	260,000	130,000
	配偶者特別控除	480,001～950,000	330,000	220,000	110,000
		950,001～1,000,000	330,000	220,000	110,000
		1,000,001～1,050,000	310,000	210,000	110,000
		1,050,001～1,100,000	260,000	180,000	90,000
		1,100,001～1,150,000	210,000	140,000	70,000
		1,150,001～1,200,000	160,000	110,000	60,000
		1,200,001～1,250,000	110,000	80,000	40,000
		1,250,001～1,300,000	60,000	40,000	20,000
		1,300,001～1,330,000	30,000	20,000	10,000

※納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円超の場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除は適用されません。この場合において生計を一にする合計所得 48 万円以下の配偶者がいるときは、「同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。)」にチェックしてください。

■寄附金税額控除

都道府県又は市区町村（ふるさと納税等）、埼玉県内の共同募金会又は日本赤十字社、埼玉県の条例で指定したもの又は本庄市の条例で指定したもの及び東日本大震災に係る義援金等で一定の要件を満たしたものに対する寄附金の合計額が、2,000 円を超えた場合は、寄附金税額控除の対象になります。詳細は市民税係にお問い合わせください。

⇒表面より（所得控除の記載例：本庄太郎さんの場合）

４．まず、「３　所得から差し引かれる金額に関する事項」に令和４年中に支払った保険の種類と保険料を記入します。

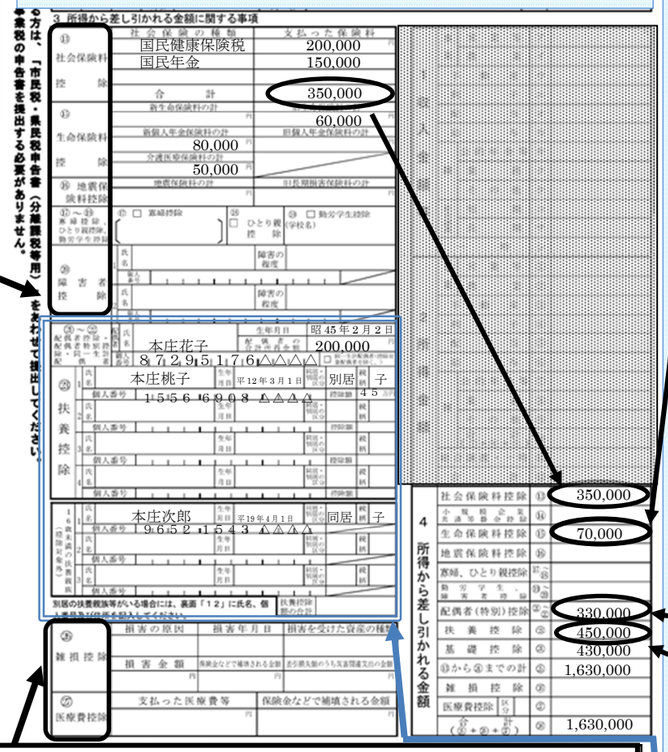

５．つづいて、控除額を求めます。社会保険料は支払った保険料の合計 35 万円を「４　所得から差し引かれる金額」の社会保険料控除欄に転記します。

６．生命保険料　控除は左記の「生命保険料控除の計算式」に当てはめて計算します。これを生命保険料控除欄に記入します。

①旧一般生命保険 60,000÷4＋17,500＝32,500

②新個人年金 80,000→限度額 28,000

③介護医療保険 50,000÷4＋14,000＝26,500

①＋②＋③＝87,000→限度額 70,000 円（控除額）

７．次に、扶養する親族について記入します。妻の合計所得が 48 万円以下のため配偶者控除欄に氏名、個人番号等を記入します。また、桃子さんについては扶養控除欄に氏名、個人番号等を記入し、さらに別居のため第二表 12 欄に東京の住所を記入します。

８．最後に、年齢要件から確認した控除額を「４所得から差し引かれる金額」の配偶者控除欄と扶養控除欄に記入し、合算した金額を合計欄に記入します。

花子 50 歳…配偶者控除 33 万円

桃子 22 歳…特定扶養 45 万円

次郎 15 歳…控除対象外

９．次郎さんについては 16 歳未満の扶養親族欄に氏名、個人番号等を記入します。

㉖雑損控除　必要書類：災害等に関するやむを得ない支出領収

本人や本人と生計を一にする総所得金額等が 48 万円以下の配偶者、その他の親族の住宅や家財などについて、令和４年中に災害や盗難などによる損失又は災害等に関する支出がある場合の控除　**Ⅰ・Ⅱのうち多い金額**

Ⅰ（損失金額－保険金等で補填される金額）－（総所得金額等×10%）

Ⅱ損害金額のうち災害関連支出の金額－5 万円

㉗医療費控除　必要書類：医療費控除の明細書

本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために令和３年中に支払った医療費に対する控除　※（控除限度額 200 万円）

（令和４年中の医療費の総額－保険金等で補填される金額）－{10 万円（所得が 200 万円までの人は所得の 5%）}

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受ける場合は、セルフメディケーション税制の明細書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要です。**従来の医療控除又は特例のどちらか一方のみ受けることができます。**※（控除限度額８万８千円）

（令和４年中の OTC 医薬品購入費－保険金等で補填される金額）－12,000 円

・ひとり親控除…婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない人（事実上婚姻関係にある場合を除きます。）で、総所得金額等の合計額が 48 万円以下の生計を一にする子があり、かつ、合計所得金額が 500 万円以下。

・寡婦控除…次の①②のいずれかに該当する人。(事実上婚姻関係にある場合を除きます。）①夫と離婚し、再婚せず、子以外の扶養親族を有し、合計所得金額が 500 万円以下の人。②夫と死別し、再婚していないか、夫の生死が明らかでない人で合計所得金額が 500 万円以下の人。